

令和 7 年度事業計画

理 念

「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします」

令和 7 年度基本方針

わが国は、本格的な「人口減少・少子高齢社会」を迎えようとする中、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える 2040 年を待たず、各分野で労働力不足が広がっています。なかでも福祉分野の人材不足の深刻化による福祉サービスの低下が懸念され、地域福祉活動の人材についても、高齢化や働く高齢者の増加等により、担い手不足が課題となっています。

こうしたことから、全国社会福祉協議会では、社協活動の指針となる「社会福祉協議会基本要項」を 33 年ぶりに改定し、新たに社協の使命を「住民主体の理念にたち、住民や地域の関係者との協働により、『ともに生きる豊かな地域社会』を創造すること」としております。

また、社協が協働していく担い手として、社会福祉法人や民生委員・児童委員、ボランティアだけではなく、新たに企業や医療、教育、司法など福祉分野以外の関係者も明記されております。

こうしたなか、本協議会としましては、平成 31 年度からの 6 か年計画でありました「第 2 期高知市地域福祉活動推進計画」及び「第 2 次高知市社会福祉協議会発展・強化計画」が令和 7 年 3 月で、計画期間が満了するため、本年度より 6 か年の両次期計画に取り組みます。

まず、高知市と協働して策定しました「第 3 期高知市地域福祉活動推進計画」につきましては、前計画に引き続き、「ほおっちょけん相談窓口」や「ほおっちょけんネットワーク会議」、「生活支援ボランティア」の活動の展開などによって、住民、企業、社会福祉法人、NPO、行政等地域の多様な主体とつながりをもち、それぞれの役割を果たしながら、地域づくりに参画できるよう、つながりのあるまちづくりに取り組んでまいります。

また、本協議会の中長期の活動指針である「第 3 次高知市社協発展・強化計画」につきましては、各部門が連携しながら「地域共生社会の実現」のために組織体制の整備や財源の安定化、計画的な事業展開を目指してまいります。

今後も、両計画を基本としながら、地域全体で多様な困りごとを抱える人や家族を受け止め、一人ひとりに寄り添いながら、地域の生活課題への対応、地域の支え合い活動の啓発や支援を行い、本協議会の理念であります「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現」に努めてまいります。

【法人運営部門】

安定した法人運営を目指しながら職員の働きやすい環境をつくる

安定した経営と組織づくりを目指し、法人事務局として人材育成や機能強化を図りながら、職員が安心して働けるよう労働環境の整備を行う。

業務のＩＴ化を進め、事務処理の安定化・効率化を図ることにより職員の負担軽減へつなげる。さらに、大規模災害時等にも、業務が滞ることがないようにシステムの構築を図る。

1 社協運営事業

【事業概要（所管 総務調整課）】

定款、規程及び規則の審査並びに制定及び改廃、理事会及び評議員会の開催、予算及び決算、資金の運用及び管理、経理及び契約等の法人の経営、管理業務を行う。

また、職員の給与及び退職手当、福利厚生、能力の開発及び育成等の人事に関する業務や、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、連絡調整及び助成等を行い、法人活動の要となる役割を果たしている。

【令和７年度事業計画】

(1) 事務局機能の向上

- ① 理事、評議員、評議員選任委員会委員の改選年度であるため、適切なスケジュール管理のもとに進める。
- ② 社会保険労務士との綿密な連携、県社協や他の市町村社協との情報共有等により、適正な人事管理、規則改正等を行う。
- ③ インターネットバンキングに対応できる給与システムの導入、勤怠管理システムとの連動、会計システムのクラウド化等のＩＴ化の推進を図る。
- ④ 寄付金収入の確保に努める。
- ⑤ 本協議会の活動への共感者を増やすための広報力強化を図る。

(2) 労働環境の整備

- ① 組織としての福利厚生事業の具体的な提案（ＢＢＱ大会やスポーツ大会等）を行う。
- ② インターンシップ制度や職場説明会（出張及び独自開催）等を通じた積極的な人材確保を行う。
- ③ 人材が本協議会で定着及び活躍できるための仕組みの検討を行う。

(3) 人材育成（研修）

- ① 階層別研修
職責に応じた役割及び能力を発揮するため、正職員・専任正職員を対象とした階層別研修を実施する。
- ② 自主研修
人権・コミュニケーション・災害等、年５回の研修を実施する。
- ③ 外部研修
四国地域福祉実践セミナーや四国ブロック市町村社協研究協議会等に参加し、先進的な事例や知識の獲得に努める。

2 地域貢献事業

【事業概要（所管 総務調整課・共に生きる課・地域協働課）】

地域住民や関係機関等が主催する会合等に参加し、交流と情報共有を図る。

また、職員を高知青年会議所に参画させ、企業と連携した地域福祉活動の展開を図る。

社会福祉法人の社会貢献事業として本協議会の独自財源を活用し、地区社会福祉協議会が開催する「福祉のまちづくり事業」「サロン活動」等への助成を行う等、地域活動支援を行う。

【令和7年度事業計画】

(1) 地区主催の交流会や研修会への参画

積極的に交流会や研修会への参加に努め、情報収集や支援を図る。

(2) 高知青年会議所との連携

① 災害発生時の協働

② 寄付付き商品プログラムの検討

③ 連携した地域福祉活動の展開に向けた企業への参画依頼（就労支援連携について所管課協議、企業への事業説明）

④ 高知青年会議所への入会についての組織の方針（次年度出向者の選定など）協議を行う

(3) 地区社会福祉協議会への「福祉のまちづくり事業」助成事業

3 指定管理者制度事業

【事業概要（所管 総務調整課）】

5か所の健康福祉センター等の施設管理や総合案内、貸室、障害者手帳の申請受付・交付事務等（土佐山健康福祉センターを除く。）を行う。

地域福祉の推進に寄与する自主事業の実施（障害者福祉センター文化祭等）や、ほおっちょけん相談窓口、こうち笑顔マイレージの受付を担当する。

【令和7年度事業計画】

(1) 施設管理

公正・公平な貸館業務を行うとともに、快適な利用環境の提供等の適正な施設管理に努める。特に老朽化に伴う故障等には、修理範囲が拡大しないよう予算を調整しながら早急な対応を行う。

(2) 来所者対応

来所者一人ひとりの目的にあった対応に努める。特に障害者手帳の交付にあたっては、多岐にわたる障害者施策及び手続について丁寧な説明を行う。

また、令和4年11月から全市展開されたほおっちょけん相談窓口についても、相談しやすい環境づくり、適切な関係機関との連携に努める。

4 基金運営事業

【事業概要（所管 総務調整課）】

本協議会が行う社会福祉事業に要する財源を円滑に運用・調整する。

【令和7年度事業計画】

- (1) 確実かつ有利な運用を念頭に、新たな金融商品等の情報収集を行う。
- (2) ボランティア基金については、災害ボランティアセンター設置運営に向けた準備等のために有効的な活用を検討する。
- (3) 令和7年度中に大型の現金の遺贈を受けた場合は、新たな基金の創設を行う。

5 名士チャリティ色紙展

【事業概要（所管 総務調整課）】

県内外の書家や画家、漫画家、タレント等名士の協力を得て染筆していただいた色紙等を販売し、その収益金に民生委員児童委員の方からの寄付金を併せて高知市内の障害のある方が働く事業所や地域の社会福祉活動等に助成する。助成先については、経費を差し引いた純利益相当額を応募のあった事業所からの申請内容に基づき「事業部収益金配分委員会」において審査し、決定する。

【令和7年度事業計画】

- (1) 売上の維持
 - ① 色紙を提供いただける新たな名士の開拓
 - ② 積極的な広報（インスタグラム・ツイッターを頻繁に更新）
- (2) 色紙展の趣旨についての広報（会場での掲示等）
- (3) 助成先や助成の方法の見直し
- (4) 販売方法及び事務作業の電子化

6 まごころ銀行

【事業概要（所管 総務調整課）】

民生委員児童委員等の善意の預託（金品・物品）を受け、これを効果的に社会に還元し、社会福祉の推進に寄与する。

- ・ 車椅子の貸出し
- ・ 施設児童の小学生・中学生への修学旅行助成
- ・ ほおちょけんシールの作成
- ・ ほおちょけんランドセルカバーの作成

【令和7年度事業計画】

- (1) 既存の助成先及び用途の検討
- (2) ほおっちょけんシールの作成
- (3) (新) ほおっちょけんランドセルカバーの作成

【地域福祉活動推進部門】

地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

「お互いさま」の住民意識づくりのため、幼少期からの福祉教育の実践及び福祉に関心を持つきっかけづくりを行う。また、「ほおっちょけん相談窓口」の取組を通じ、住民の相談を包括的に受け止める場の整備と地域づくりに向けた支援を行う。

福祉活動への支援としては、高知市共同募金委員会助成事業を通じた共同募金運動の啓発と寄付文化の醸成等を図る。

7 地域福祉活動推進計画事業

【事業概要（所管 地域協働課）】

「高知市地域福祉活動推進計画」に基づき、より効果的に地域福祉を推進するうえで、住民や市、関係機関等が連携・協働する仕組みとして地域生活課題を共有・協議することを推進するとともに、地域住民が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりに取り組み、「誰もが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現をめざす。

【令和7年度事業計画】

(1) 地域の多様な担い手の発掘と育成

- ① 地域住民等に対する「ほおっちょけん学習（福祉教育）」の実施（対象者の年齢や属性等に応じた学習の実施等）
- ② ほおっちょけん学習サポーターの養成
- ③ 高知市社会福祉法人連絡協議会と連携した取組の実施（事務局運営、複数法人の連携による公益的な取組の実施等）
- ④ 地域住民への情報発信
- ⑤ 共同募金等の推進による寄付文化の醸成
- ⑥ ボランティアセンターの機能強化（登録者数の増加、フォローアップ体制の充実）
- ⑦ 大学生等の若い世代との協働

(2) 地域での課題解決力の強化

- ① 多様な主体がつながり課題解決に向けて話し合う場づくり（ほおっちょけんネットワーク会議等）
- ② 課題解決に向けた住民主体の地域活動の支援（生活支援ボランティアの養成・活動支援、集いの場の機能強化・拡充支援等）

(3) 誰もが活躍できる地域づくり

- ① 既存の社会資源の機能拡充や新たな社会資源の創出に係る検討・働きかけ
- ② 相談支援機関等との連携による適切なつなぎ先へのマッチング支援

(4) 包括的な相談支援体制の充実

- ① 地域住民等に対する相談窓口の周知

- ② ほおっちょけん相談窓口への支援（相談件数，内容，対応状況等の把握及び報告）
- ③ 高知市社会福祉法人連絡協議会と連携した出張相談会の開催
- ④ 地域福祉コーディネーターの資質と専門性の向上（キャリアパス・自己啓発カード等の活用，新人フォローアップ研修，地域支援事例検討会の実施等）

8 ボランティアセンター事業

【事業概要（所管 地域協働課）】

「高知市地域福祉活動推進計画」に基づき，大規模災害時に迅速な対応が出来るよう，具体的な災害対策について住民や関係機関，市と協議・検討を行いながら，災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて研修や模擬訓練等を実施し，平時からの関係づくり及び体制整備に取り組む。

【令和7年度事業計画】

- (1) 災害時に備え，平時からの行政との協働体制の構築
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた住民や関係機関との連携・協働体制の構築
 - ① 災害ボランティアセンター運営模擬訓練の実施
 - ② 各種協定をもとにした情報交換や役割の確認（検討会議及びネットワーク会議の実施）
- (3) 三市社協（奈良市・倉敷市）の災害時相互支援協定に基づく連携体制の構築
 - ① 合同研修への参加（奈良市）
 - ② 定期会議による三市社協の取組の情報共有

9 こうち笑顔マイレージ事業

【事業概要（所管 地域協働課）】

- (1) こうち笑顔マイレージ事業
 - ① 健康づくり活動

いきいき百歳体操の参加者に対して，ポイントが付与され，年間 40 ポイント(1,000 円)を上限として還元される。
 - ② ボランティア活動

登録事業所等においてボランティア活動を行うことで，ポイントが付与され，年間 400 ポイント(40,000 円)を上限として還元される。
- (2) 介護予防活動支援推進事業
 - ① 百歳体操会場助成金

年間参加者数に応じて 5,000 円～15,000 円を助成する。

【令和7年度事業計画】

- (1) こうち笑顔マイレージ業務（健康づくり・ボランティア）
 - ① 参加者の登録及び管理
 - ② 登録者への研修・活動支援
 - ③ 制度の推進
 - ④ ポイント交換申出受付・交付
 - ⑤ 受入事業所の拡大とフォローアップ
- (2) 介護予防活動支援推進業務
 - ① 介護予防，健康増進を目的とした助成金の交付
 - ② 助成金活用方法の情報提供

10 障害者社会参加促進事業

【事業概要（所管 障害者福祉センター）】

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者福祉の増進を図ることを目的に実施している。

本事業は、啓発活動や各種講座の開催を通じて、障害者の社会参加を促進し、障害の有無に関わらず、住民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指している。

平成3年に障害者福祉センターが開設されて以降、内容の変化はあるが各種事業を継続して実施している。

(1) ふれあいネットワーク事業

広報誌「こうちノーマライゼーション」の発行（年1回、5,000部）。

(2) ふれあい体験学習事業

平成5年度から市内の小・中・高等学校等を対象に車いす、アイマスク、手話、点字、要約筆記の体験学習を実施（令和5年度は計160回、4,874名を対象に実施）。

(3) 福祉ボランティア養成事業

障害者活動に対するボランティア希望者のための講座を実施（年1回）。

(4) 手話普及推進事業

平成28年4月1日公布された「高知市手話言語条例」を受け、手話の理解及び普及を推進するための講座等を実施（講座年2回、出前講座を令和5年度は全18回）。

(5) 生活訓練事業

① 自動車運転準備講座

肢体障害者を対象に、自動車運転の開始・再開について、障害当事者の協力を得ながら、作業療法士会及び運転免許センターと共催で実施（年2回）。

平成30年度からは、作業療法士等の支援者を対象に、障害者の運転に対する理解と啓発を目的とした講座を同日に実施（年2回）。

② IT推進講習事業

パソコンの基本操作や就労に向けての技術習得を目指すための講座を開催（基礎・応用・検定対策コースを年間合計12回程度、視覚・聴覚障害者コースをオーダーがあれば最大年3回実施）。

(6) 文化教室事業（芸術、文化、調理等講座）

定期教室として、陶芸・書道教室を旭及び南部の各センターで、さをり織り教室は旭のみで開催している（各月1回）。単発教室として、料理や趣味などの体験教室を年間12回程度開催している。

【令和7年度事業計画】

(1) 効果的な広報誌作成と配布

広報誌「こうちノーマライゼーション」について、一般企業や病院、福祉施設、民生委員などが配布先として多くを占めるため、誌面作成にあたっては、読み手を意識した内容での作成に務めるとともに、配布先の再検討を行う。

(2) 新たなふれあい体験学習メニューの検討

「ボッチャ」等ニーズに合わせた体験学習メニューの開発及び体系化を検討し、予算化の提案を行っていく。

(3) 学ぶ機会の提供

福祉ボランティア養成講座実施時の動画を作成し、無料動画サイト等へのアップロードを検討する。

(4) 積極的な出前講座開催のための予算確保

手話の出前講座について、市民からのニーズが高く、予算が超過する可能性があるため、市障がい福祉課と予算協議を行う。

(5) 効果的な開催方法の検討

支援者講座の開催について、作業療法士会と意見交換を行い、開催回数・時期等を検討

する。また、新たな車両改造業者についての情報収集を行い、可能であれば参加協力の依頼を行う。

ニーズに合った個別対応のできるスマホ講習会の開催を検討する。

(6) 効果的な広報の実施とサークル化の支援

あかるいまちへの広報掲載を継続するとともに、効果的な広報先の検討を行う。サークル化を図るための新たな文化教室の開発を行い、参加者と講師への繋ぎや、貸館の利用援助支援等を積極的に行う。

11 高知市社会福祉法人連絡協議会(事務局)の運営

【事業概要（所管 総務調整課・地域協働課）】

社会福祉法人には改正社会福祉法により、地域における公益的な取組の実施に関する責務が義務付けられた。多様化・複雑化する地域課題を解決するため、多くの法人が力を合わせ、分野を越えて対応することにより幅広い活動ができると考え、社会福祉法人の連携による新たな取組を行っている。

【令和7年度事業計画】

- (1) 社会福祉法人連絡協議会の事務局運営を行う。
- (2) 地域公益活動推進部会、災害対策連携部会、相談窓口推進部会の3部会で、地域ニーズや課題の把握、解決に向けた具体的な事業の企画立案及び実践を行う。
- (3) 既存の制度サービスでは解決できない生活困窮課題に対し、独自のセーフティネットの取組として、くらしあんしん応援事業（現物給付等による経済的支援）を実施する。

12 高知市共同募金委員会(事務局)の運営

【事業概要（所管 地域協働課）】

都道府県単位で、年1回厚生労働大臣が定める期間内に寄付金の募集を行い、その寄付金を区域内の社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業に配分することを目的としている。

12月末までに高知県共同募金会に寄付金を収め、翌年度各地区委員会へ配分し各団体等へ助成している。

【令和7年度事業計画】

- (1) 高知市共同募金委員会助成事業を実施する。
- (2) 高知県共同募金会の地域力増進特別助成事業の助成金を活用した啓発事業を実施する。

13 日本赤十字社高知県支部高知市地区(事務局)の運営

【事業概要（所管 総務調整課・地域協働課）】

高知市地区では、日本赤十字社高知県支部の基本方針に基づき、各分区や奉仕団等関係者、他団体等との連携を図る。さらに住民を対象とした研修会等の各種事業を通じて、地域での赤十字

活動への理解を求めるとともに、広く市民に対して赤十字運動への参画を推進する。

【令和 7 年度事業計画】

- (1) 赤十字各種事業の実施をする。
- (2) 高知市地区各分区及び高知市赤十字奉仕団の活動支援を行う。

【福祉サービス利用支援部門】

地域住民が自立した生活を営むことができるための権利擁護体制の確立

さまざまな要因による生活の困窮や、障害・高齢等が原因で判断能力が低下し、生活に課題を抱えている当事者及び家族からの相談を丁寧を受け止め、課題解決に向けた伴走型支援に努めるとともに関係機関との支援体制の強化を図る。

成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を中心に、行政・家庭裁判所・各専門職団体との連携を強化することで成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護支援の推進を行う。

14 日常生活自立支援事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター）】

認知症、精神・知的障害等により判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の保管支援、定期的な訪問による生活の見守り等の支援をご本人との契約を基に行う。

また、契約後の判断能力低下などによる課題解決として成年後見制度への移行支援を行う。

【令和 7 年度事業計画】

- (1) 適切な事業管理体制の確立を図る。
生活保護受給者についてはケースワーカーを主体として行政へつなぐ。また、著しく判断能力が低下した場合は成年後見制度へつなぐ。
- (2) 権利擁護全般に対するスキルアップによる専門性の向上を図る。
- (3) 事故防止に努めながら、併せて事務の効率化を図る。

15 成年後見サポートセンター事業（中核機関）

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター）】

平成 24 年度に高知市成年後見サポートセンターを開設し、地域で安心して暮らすために必要な権利擁護に関する総合相談窓口として、成年後見制度利用支援、成年後見活動支援、法人後見受任事業、市民後見人育成事業等を実施してきた。

令和 4 年度からは高知市成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関を受託し、成年後見制度の利用促進に向け、関係機関との連携を強化し、広報・啓発、また、相談対応能力の向上を図り、体制強化を行っている。

【令和 7 年度事業計画】

- (1) 第 2 期高知市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市民への成年後見制度の広報・啓発・利用促進強化を図る。

- (2) 専門職等との連携強化に加え地域連携ネットワーク協議会のあり方を整備する。
- (3) 後見人支援及び意思決定支援の普及促進を図る。
- (4) 市民後見人養成・育成・受任調整の体制整備を行う。
- (5) 相談対応の専門性を高めるための職員のスキルアップを図る。

16 法人後見受任事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター）】

平成17年度に高知県社会福祉協議会が社会福祉協議会における法人成年後見に関する検討委員会を設置し、社会福祉協議会が成年後見事業に取り組む意義や、取り組むにあたっての課題を明らかにした。高知市社会福祉協議会では、平成18年度にモデル事業として、成年後見受任を開始し、その後、市民後見人の養成・育成に取り組み、市民後見人の活動を支える後見監督人業務も行っている。また、専門職と役割を明確にした複数後見人としての業務も行っている。

【令和7年度事業計画】

- (1) 市民後見人による新規受任の促進をめざす。
- (2) 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行するケースを中心に法人後見として新規受任を行う。

17 これからあんしんサポート事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター）】

平成29年から事業を開始し、頼れる親族がいない方の将来的な不安に対し、生活の見守り支援・入院・施設入所時の立会い支援、死亡後の支援などのサービス又は提供を行っている。また、認知症などで判断能力が低下した時は、必要な権利擁護支援につなげるなど、生前から死亡後の支援を行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるサポートをご本人との契約に基づき行う。

【令和7年度事業計画】

- (1) 関係機関への周知ならびに連携強化を図る。
- (2) 現契約者の緊急対応など運用方針の確認を行う。
- (3) 現契約者の預託金見直しや遺言書作成を進める。

18 高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務

【事業概要（所管 共に生きる課 障害相談・認定担当）】

(1) 障害者相談支援事業

「高知市北部地域に居住する障害児者」「障害児の保護者及び障害者の介護を行う者」「関係機関」を対象に地域のあらゆる相談を受けとめる総合相談を実施する。他センター及び高知市との協働により高知市の障害福祉を推進する役割を担う。

(2) 障害支援区分認定調査業務

障害福祉サービスを希望する者に対し、公平公正、客観的かつ正確に調査を実施する。

【令和7年度事業計画】

(1) 障害者相談支援事業

- ① 障害に係る地域の総合相談窓口として、障害児・者が孤立せず、地域で安心して生活が出来るように、必要な社会資源の情報収集及び新たな分野との協働を目指す。
- ② 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の重点施策である「相談支援体制の充実」について、基幹相談支援センターや相談支援事業所との三層構造を中心として、各種障害福祉サービス事業所との連携強化に努める。
- ③ 地域ニーズの把握及び解決に向けて社会資源の開発等について検討する。

(2) 障害支援区分認定調査業務

- ① 精度の高い調査実施のため、認定調査員研修やその他障害福祉に関する研修等に参加する。
- ② 調査票作成事務の効率化や作成技術の向上を目指す。
- ③ 調査時に得た社会資源情報を法人内で共有することで支援に活かす。

19 生活困窮者自立相談支援事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市生活支援相談センター）】

(1) 生活困窮者自立相談支援業務

生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズ把握のもとに、情報提供等相談対応を行う。また、支援を計画的かつ継続的に行う必要がある場合には自立支援計画を策定し、関係機関と連携を取りながら相談者の自立に向けて伴走的に支援する。

(2) 住居確保給付金

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している場合、家賃相当分の給付金を支給することで安定した就職活動が行えるよう、相談及び申請受付業務を行う。

【令和7年度事業計画】

(1) 住まいの相談支援員を配置し、住宅部局と連携した居住支援体制の構築を図る

法改正に伴う居住支援や住居確保給付金について、相談者に適切な支援が実施できるよう居住支援法人や行政の住宅関連部署との情報共有や連携強化に努める。

(2) 自立相談支援員の育成

国・都道府県実施の研修（生活困窮者自立支援制度従事者養成研修）に加え、伴走型支援士基礎講座を経験年数が少ない職員を優先に受講させ専門職としてのスキルアップを図る。

(3) 関係団体との顔の見える関係づくりの推進と窓口の周知

こうちセーフティネット連絡会の開催を継続し、また出前講座や他団体との情報共有の場へ積極的に参加し、法改正による新たな居住支援などの取り組みを広報していく。

(4) アウトリーチ支援の強化

法改正に伴う広報媒体の刷新に伴い、ネットワークを活用したワンストップ型相談窓口の広報周知を行い、支援につながりにくい人への訪問等によるアウトリーチ支援につなげる。

20 居住支援事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市生活支援相談センター）】

ホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、制度化された事業を活用し、住居を持たない生活困窮者に衣食住を提供するとともに、生活再建や就労自立に向けた支援を実施することを目的とする。

【令和7年度事業計画】

(1) リスクマネジメントの徹底

- ① 入居中の不測の事態に備え残置物処分や損失処理等に関する対応を担当者間で整理する。
- ② 住民票や郵便物の取り扱いについて、高齢者福祉生活協同組合とも連携して運用の取り決めを行う。
- ③ 支援期間中の居住実態や生活状況の確認を強化する。

(2) 退居後支援の強化

- ① 事業終了後の住まい（地域）への定着や生活の見守りについて支援期間を設けフォローする。
- ② 住まい相談（自立）の取り組み実績を参考にしながら主管課と地域居住支援事業の実施について協議する。

21 就労準備支援事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市生活支援相談センター）】

直ちに一般就労が困難な方に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力や生活習慣形成に向けた支援を行う。室内作業から協力事業所での職場体験プログラム等、利用者のペースに合わせた段階的な支援計画を作成し、伴走的にサポートする。

（段階的支援のイメージ）

- (1) 生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立）
- (2) 就労の前段階として必要な社会的能力の習得、他者とかかわることを習慣化することで得られる孤独感の緩和（社会生活自立）
- (3) 事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得のための助言（就労自立）

【令和7年度事業計画】

(1) 出口支援の強化

- ① PDCA 計画シートを作成し、1年間を通じて計画的に支援に取り組めるよう支援フローを可視化する。
- ② 定期的なモニタリングを計画的に行い、利用者の習熟度を事業担当者間で共有できる体制をつくる。
- ③ 地域の社会資源の活用（CSW との連携）を積極的に行う。

(2) 利用者の目標に合わせたプログラム実施体制の整備

- ① 習熟度別のプログラム実施体制を整備する。
- ② 就労支援プログラムの強化、開発を行う。

- ③ 様々なニーズに対応した職場体験先を開拓する。
- (3) ソーシャルスキル習得につながる講座や研修プログラムの実施
 - ① 年4回のソーシャルスキルトレーニング（SST）を開催する。
 - ② 社会生活自立のための講座や座学を企画し、利用者の経験の積み上げにつなげる。
- (4) 事業利用終了後のフォローアップ支援の実施

卒業生を含めた交流イベントや講座を開催し、近況を共有するなど孤立・孤独化の防止を図る。
- (5) 先進地の視察、オンラインでの職員研修や交流

就労準備支援事業に様々な活動を取り入れている先進地の社会福祉協議会等の視察や、オンラインでの研修等を企画する。
- (6) 協力事業所との関係づくり

事業に賛同いただき登録された協力事業所との連携強化、協力事業所間での情報共有等への取り組みとして、定期的に機関紙等の発行を行う。

22 認定就労訓練事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市生活支援相談センター）】

生活困窮者の状態に応じ、一般就労と福祉就労との間に位置する就労（中間的就労）の場を提供し、訓練提供によって、支援を要せず、一般就労ができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを目的とした事業。同事業の実施事業所（認定訓練事業所）は、高知市長の認定が必要となる。

認定事業所は、自立相談支援機関の要請を受け、生活困窮者を受け入れ就労体験や訓練を実施する。就労支援を行うため、就労支援担当者を受け入れ部署に1名配置する。

支援業務として、①就労支援プログラムの作成、②利用者への相談、指導及び助言、③関係機関との連絡調整などを行う。支援プログラムは、概ね3～6か月程度の期間設定を行い、見直し・変更を行う。就労訓練は、雇用型、非雇用型で行う。

【令和7年度事業計画】

(1) 社協外訓練受入先の開拓

- ① 利用者が目指す就労に向けて、働くイメージが持ちやすいプログラムへと見直し・充実を図る。
- ② 利用者のニーズに合わせた職種で受入れが行える協力登録事業所を開拓する。
- ③ 事業の賛同を得てから長らく連絡が行えていない協力事業所が多いため、意向調査（ヒアリング）を実施し、継続的に受入可能な職場体験プログラム等を整理する。

(2) 高知市内の認定就労訓練事業所との連携強化

高知社協を含む登録事業所5か所で、各事業所の現状共有と今後の訓練受入に関する意見交換会を開催する。

23 家計改善支援事業

【事業概要（所管 共に生きる課 高知市生活支援相談センター）】

相談者から家計の状況を聞く中で問題点を整理し、生活の再建に向けた本人の意欲を引き出す支援を行い、必要な情報提供や助言等を行うことにより、相談者が自ら家計管理能力を高め、早期に生活が再建されることを目指す。

【令和7年度事業計画】

(1) 関係機関との連携強化

税・保険料等の滞納問題解消に向けた市徴収部門との連携強化を図り、引き続き実績の積み上げと、支援効果の分析方法について整理する。また、他金銭管理サービスとの違いを整理し、関係機関との連携がスムーズ化されるよう事業周知に努める。

(2) 家計改善支援員のスキル向上

県内他市町村との好事例や支援ノウハウの共有のしくみの検討を行い、家計改善支援スキルの向上に努める。

(3) 若年層に向けた家計出前講座の開催

学校教育における家計出前講座を開催し、若年層の将来的な生活困窮予防の取組みを拡充する。

(4) 生活福祉資金貸付制度との連携強化

生活福祉資金特例貸付担当と連携し、償還が困難となっている生活困窮者へのフォローアップ支援に努める。

24 生活福祉資金貸付事業

【事業概要（所管 共に生きる課 生活福祉資金担当）】

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯等を対象に、必要な資金の貸付や相談援助を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしにつなげるよう支援する。また、新型コロナウイルス特例貸付償還にかかる課題等をふまえ、県社協等多機関と連携しながら支援に取り組む。

【令和7年度事業計画】

(1) 関係機関との連携強化

借受人へのアプローチ及びフォローアップ支援のため、必要に応じて関係機関・県社協等に協力を要請し、来所対応や訪問、相談会の開催等に取り組む。

(2) 相談援助技術の向上

特に本則貸付の新規相談と償還指導について、既存の会議や研修会を通じて、各種対象者に対するアセスメントに係る実践能力の向上を図る。

(3) 新規の相談内容や借受人の状況の整理

多くの相談者の情報整理に取り組むことで各種傾向を把握し、地域（社会）課題へのアプローチに有効な情報としてこれらの共有、活用に取り組む。

【在宅福祉サービス部門】

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施

利用者が在宅サービスを安心して利用できるよう、法令遵守はもとより、職員の資質向上に努め、介護サービスや障害者支援等において、信頼される生活支援サービスを提供するとともに、経営の安定を図る。

25 居宅介護支援・訪問介護・居宅介護・同行援護・移動支援・通所介護事業

【事業概要（所管 在宅生活応援課 あんしんチーム・土佐山センターたきゆり・介護センターあじさい会館・南部障害者福祉センター）】

(1) 居宅介護支援

利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、常に利用者の立場に立ち、提供するサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏することのないよう公正・中立にサービスを調整する。

(2) 訪問介護

介護保険法に基づき、訪問介護員等が要介護者・要支援者・事業対象者に対し、家庭を訪問し、食事、排せつ、入浴等の身体介護や調理、掃除、洗濯、買物等の生活援助のサービスを提供する。

(3) 居宅介護

障害者総合支援法に基づき、訪問介護員等が身体障害者・知的障害者・障害児に対して必要に応じ、家庭を訪問し食事、排せつ、入浴等の身体介護や調理、掃除、洗濯、買物等の生活援助のサービスを提供する。

(4) 同行援護

障害者総合支援法に基づき、訪問介護員等が移動に著しい困難を有する視覚障害者に同行し、必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や援護等の外出支援のサービスを提供する。

(5) 移動介護

訪問介護員が、屋外での移動に困難がある障害者に対し、地域における自立生活や社会参加に必要な外出支援のサービスを提供する。

(6) 通所介護

利用者の要介護状態の軽減と悪化の防止を図るために目標を設定し、利用者が居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、計画的に機能訓練及び生活の支援をする。さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

【令和7年度事業計画】

- (1) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防の徹底を行う。
- (2) 法令を遵守する。
- (3) 職員の育成を図る。

- (4) 市社協内他事業・関係機関等との連携強化を図る。
- (5) 持続可能な事業運営に向けて経営の安定を図る。

26 生きがいデイサービス事業

【事業概要（所管 土佐山健康福祉センター）】

土佐山地区内に居住する介護保険の対象とならない高齢者に対し、要介護状態への進行を防ぎ、自立生活の支援、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上等を目的として、通所により各種のサービスを提供する。

【令和7年度事業計画】

- (1) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防の徹底を行う。
- (2) 利用者増に向けた取り組みを実施する。
- (3) 多様なプログラムを実施する。
- (4) 基幹型包括支援センター、市健康増進課等関係機関との連携による相談機能の強化を図る。

27 生活介護・基準該当生活介護・日中一時・特定相談支援事業

【事業概要（所管 在宅生活応援課 土佐山センターたきゆり・介護センターあじさい会館・南部障害者福祉センター）】

(1) 生活介護

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動の機会の提供、その他の便宜を適切且つ効果的に行う。

(2) 基準該当生活介護

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護及び日常生活上の世話、その他の便宜を適切且つ効果的に行う。

(3) 日中一時

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動の機会の提供、その他の便宜を適切且つ効果的に行う。

(4) 特定相談支援

身体・知的・精神障害者及び難病患者等を対象に、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、多様な事業者から総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して特定相談支援を行う。

【令和7年度事業計画】

- (1) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染予防の徹底を行う。
- (2) 法令遵守と業務の標準化を図る。
- (3) 職員研修の徹底とサービスの向上に取り組む。
- (4) 相談支援専門員の長期的確保と質の向上を図る。
- (5) 利用者と家族のニーズを拾い上げ、利用者に応じた施設環境の充実を図る。

- (6) 行政及び関係機関との連携強化を行う。

28 就労継続支援B型事業（きずな）

【事業概要（所管 在宅生活応援課 就労継続支援（B型）きずな）】

働く意欲を持ちながら、事業所に雇用されることが困難な方に働く場を提供し、作業や生活体験、仲間との交流、親睦等を図り、働くことの喜びや連帯感、自立心、向上心、社会性などを育みながら、社会の一員として日常生活が送れるよう支援する。

【令和7年度事業計画】

(1) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症予防の徹底

(2) 加工・受託事業

- ① 作業収入の維持・向上に取り組む。
- ② 利用者満足度の向上を図る。
- ③ 就労支援等支援力の向上に取り組む。

(3) 農業事業

- ① 長浜農園での栽培事業の検討を行う。
- ② ジャムや干し芋等の加工品の製造、販売を拡大する。